

市川市公告第 209 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 8 月 28 日

市川市長 田中 甲

1. 送達を受けるべき者の氏名又は名称
高柳 泰地
2. 送達すべき書類を特定するために必要な事項
20260826-0053

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

市川市告示第 236 号

指定地域密着型サービス事業所の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11第1号に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

市川市長 田中 甲

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1 指 定 申 請 者 | 鶴八株式会社 |
| 2 事 業 所 名 | デイサービス真2 |
| 3 事 業 所 所 在 地 | 千葉県市川市下貝塚三丁目24番14号 |
| 4 指定・指定更新年月日 | 令和8年9月1日 |
| 5 サ ー ビ ス の 種 類 | 地域密着型通所介護 |

市川市告示第 237 号

指定第1号事業の事業所の指定について

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年規則第12号）第11条第1項に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

市川市長 田中 甲

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| 1 指 定 申 請 者 | イオンリテール株式会社 |
| 2 事 業 所 名 | イオンスマイル船橋本中山店 |
| 3 事 業 所 所 在 地 | 千葉県船橋市本中山五丁目1番地26奥田ビル101 |
| 4 指定・指定更新年月日 | 令和8年9月1日 |
| 5 総 合 事 業 の 種 類 | 介護予防通所型サービス事業 |